

# 網走市地域材利用推進方針

## 第1 趣旨

網走市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道が定めた「北海道地域材利用推進方針」に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進に関する方針を定めるものである。

## 第2 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

市が、公共建築物において木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

公共建築物は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による木材の利用、あるいは取組み状況や効果等の情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

## 第3 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

市は、第2の意義を踏まえ、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることを基本におき、地域材の利用促進を図るものとする。

## 第4 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### （1）市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、住宅等が含まれる。

#### （2）市以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館等）が含まれる。

### 2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

#### （1）建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第4の4の木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を可能な限り促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を可能な限り促進する。

また、第4の1の（1）及び（2）に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

## (2) 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

## 3 市の取組

市は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

## 4 木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を可能な限り促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

## 第5 市が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

市が整備する公共建築物の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

### (1) 木造化の推進

市は、その整備する公共建築物のうち、第4の4の木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、可能な限り木造化を検討するものとし、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

### (2) 木質化の推進

市は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分は可能な限り木質化を図るよう努めるものとする。

### (3) 木質家具等の導入の推進

市が整備する公共建築物において使用する家具等については、可能な限り地域材製品の導入を推進するものとする。

## 第6 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

## 第7 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

市は、公共建築物での地域材の利用により、その取組状況や効果等について情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

## 第8 その他必要事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、

域材の利用に努めるものとする。

附則

この推進方針は、平成24年8月21日から施行する。